

○都市再生特別措置法施行令（平成十四年政令第九十号）（抄）（第一条関係）	1
○都市計画法施行令（昭和四十四年政令第五百十八号）（抄）（第二条関係）	6
○建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）（抄）（第三条関係）	10
○都市公園法施行令（昭和三十一年政令第二百九十号）（抄）（第四条関係）	13
○宅地建物取引業法施行令（昭和三十九年政令第三百八十三号）（抄）（第五条関係）	16
○地方住宅供給公社法施行令（昭和四十年政令第九十八号）（抄）（第六条関係）	20
○公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律施行令（昭和四十二年政令第二百八十四号）（抄）（第六条関係）	21
○地方道路公社法施行令（昭和四十五年政令第二百二号）（抄）（第六条関係）	22
○公有地の拡大の推進に関する法律施行令（昭和四十七年政令第二百八十四号）（抄）（第六条関係）	23
○日本下水道事業団法施行令（昭和四十七年政令第二百八十六号）（抄）（第六条関係）	24
○独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法施行令（平成十五年政令第二百九十三号）（抄）（第六条関係）	25
○独立行政法人水資源機構法施行令（平成十五年政令第三百二十九号）（抄）（第六条関係）	26
○国立大学法人法施行令（平成十五年政令第四百七十八号）（抄）（第六条関係）	27
○独立行政法人国立高等専門学校機構法施行令（平成十五年政令第四百七十九号）（抄）（第六条関係）	28
○独立行政法人国立病院機構法施行令（平成十五年政令第五百十六号）（抄）（第六条関係）	29
○独立行政法人労働者健康安全機構法施行令（平成十五年政令第五百五十六号）（抄）（第六条関係）	30
○独立行政法人都市再生機構法施行令（平成十六年政令第六十号）（抄）（第六条関係）	31
○独立行政法人中小企業基盤整備機構法施行令（平成十六年政令第八十二号）（抄）（第六条関係）	32
○独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法施行令（平成十七年政令第二百二号）（抄）（第六条関係）	33
○高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人に関する法律施行令（平成二十二年政令第四十一号）（抄）（第六条関係）	34
○国土利用計画法施行令（昭和四十九年政令第三百八十七号）（抄）（第七条関係）	35
○不動産特定共同事業法施行令（平成六年政令第四百十三号）（抄）（第八条関係）	36
○地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律施行令（平成二十年政令第三百三十七号）（抄）（第九条関係）	37
○国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）（抄）（第十条関係）	41

改正後	改正前
<p>（都市再生事業支援業務に係る設備の範囲）</p> <p>第九条 法第二十九条第一項第一号の政令で定める設備は、建築物の利用の状況その他の建築物の利用者等に有用な情報を把握し、伝達し、又は処理するために必要な撮影機器、通信機器、電子計算機その他国土交通大臣が定める設備であつて、先端的な技術を活用することにより建築物の利用者等の利便の増進に特に寄与するものとして国土交通大臣が定める基準に該当するものとする。</p> <p>第十条～第十三条 （略）</p> <p>（市町村が決定又は変更をすることができる都市計画）</p> <p>第十四条 法第四十六条第五項の政令で定める都市計画は、次に掲げるものに関する都市計画（都市計画法第八十七条の二第一項の指定都市（以下この条及び第二十七条第一号ニにおいて「指定都市」という。）にあつては、第一号ハに掲げる都市施設（河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第五条第一項に規定する二級河川のうち、一の指定都市の区域内のみに存するものを除く。）に関する都市計画）とする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>第十五条～第十八条 （略）</p>	<p>（新設）</p> <p>第九条～第十二条 （略）</p> <p>（市町村が決定又は変更をすることができる都市計画）</p> <p>第十三条 法第四十六条第五項の政令で定める都市計画は、次に掲げるものに関する都市計画（都市計画法第八十七条の二第一項の指定都市（以下この条及び第二十三条第一号ニにおいて「指定都市」という。）にあつては、第一号ハに掲げる都市施設（河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第五条第一項に規定する二級河川のうち、一の指定都市の区域内のみに存するものを除く。）に関する都市計画）とする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>第十四条～第十七条 （略）</p>

(一体型滞在快適性等向上事業の実施主体が滞在快適性等向上区域内の都市公園において設置する施設等)

第十九条 法第四十六条第十四項第一号の政令で定める施設等は、地域における催しに関する情報を提供するための看板及び広告塔であつて、国土交通省令で定める要件に適合するものとする。

(一体型事業実施主体等が滞在快適性等向上公園施設の周辺に設置する施設等)

第二十条 法第四十六条第十四項第二号ロ(2)の政令で定める施設等は、次に掲げるものとする。

- 一 自転車駐ち場
- 二 地域における催しに関する情報を提供するための看板及び広告塔

第二十一条 第二十三条 (略)

(安全かつ円滑な交通を確保するために必要な基準)

第二十四条 法第六十二条第一項第三号の政令で定める基準は、第十七条第一号に掲げる施設等については、次のとおりとする。

- 一・二 (略)

(都市公園の占用の許可の特例に係る施設等に関する技術的基準)

第二十五条 法第六十二条の二第一項の政令で定める技術的基準は、次のとおりとする。

- 一 法第四十六条第十二項の施設等(以下この条において「居住者等利便増進施設」という。)又は法第四十六条第十四項第一号の施設等(以下この条において「情報提供看板等」という。)の外観及び配置は、できる限り都市公園の風致及び美観その他都市公園として

(新設)

(新設)

第十八条 第二十条 (略)

(安全かつ円滑な交通を確保するために必要な基準)

第二十一条 法第六十二条第一項第三号の政令で定める基準は、第十六条第一号に掲げる施設等については、次のとおりとする。

- 一・二 (略)

(都市の居住者、来訪者又は滞在者の利便の増進に寄与する施設等に関する技術的基準)

第二十二条 法第六十二条の二の政令で定める技術的基準は、次のとおりとする。

- 一 法第四十六条第十二項の施設等(以下この条において「居住者等利便増進施設」という。)の外観及び配置は、できる限り都市公園の風致及び美観その他都市公園としての機能を害しないものとする

の機能を害しないものとする。

二 地上に設ける居住者等利便増進施設又は情報提供看板等の構造は、倒壊、落下その他の事由による危険を防止する措置を講ずることその他の公園施設（都市公園法第二条第二項に規定する公園施設をいう。以下この条において同じ。）の保全又は公衆の都市公園の利用に支障を及ぼさないものとする。

三 (略)

四 居住者等利便増進施設のうち、第十八条第一号に掲げる自転車駐車場にあつてはその敷地面積が三十平方メートル以内、同条第二号に掲げる観光案内所にあつてはその建築面積が五十平方メートル以内、同条第三号に掲げる停留所の上家にあつてはその建築面積が二十平方メートル以内であること。

五 情報提供看板等は、都市公園の風致の維持又は美観の形成に寄与するものとする。

六 居住者等利便増進施設又は情報提供看板等の占用に関する工事は、次に掲げるところによること。

イゝハ (略)

(一体型事業実施主体等が滞在快適性等向上公園施設の周辺に設置する施設等に関する技術的基準)

第二十六条 法第六十二条の七第二項の政令で定める技術的基準については、第二十条第一号に掲げる施設等にあつては前条（第一号から第三号まで及び第六号に係る部分に限る。）の規定を、第二十条第二号に掲げる施設等にあつては前条（第一号、第二号、第五号及び第六号に係る部分に限る。）の規定を、それぞれ準用する。

2 | 第二十条第一号に掲げる施設等に係る法第六十二条の七第二項の政令で定める技術的基準については、前項に定めるもののほか、都市公園の外周に接する場所その他のできる限り公衆の都市公園の利用に支

二 地上に設ける居住者等利便増進施設の構造は、倒壊、落下その他の事由による危険を防止する措置を講ずることその他の公園施設（都市公園法第二条第二項に規定する公園施設をいう。以下この条において同じ。）の保全又は公衆の都市公園の利用に支障を及ぼさないものとする。

三 (略)

四 居住者等利便増進施設のうち、第十七条第一号に掲げる自転車駐車場にあつてはその敷地面積が三十平方メートル以内、同条第二号に掲げる観光案内所にあつてはその建築面積が五十平方メートル以内、同条第三号に掲げる停留所の上家にあつてはその建築面積が二十平方メートル以内であること。

(新設)

五 居住者等利便増進施設の占用に関する工事は、次に掲げるところによること。

イゝハ (略)

(新設)

障を及ぼさない場所に配置するものとする。

第二十七条・第二十八条 (略)

(都市再生整備事業支援業務に係る設備の範囲)

第二十九条 法第七十一条第一項第一号の政令で定める設備は、第九条に規定する設備とする。

(居住誘導区域を定めない区域)

第三十条 法第八十一条第十九項の政令で定める区域は、都市計画法施行令第八条第二項各号に掲げる土地の区域とする。

第三十一条 (略)

(宅地造成等関係行政事務を処理する市町村長等の特例)

第三十二条 法第八十七条の二第一項の規定により宅地造成等関係行政事務を処理する市町村長は、宅地造成等規制法施行令(昭和三十七年政令第十六号)第十五条及び第二十二條の規定の適用については、これらの規定に規定する都道府県知事とみなす。

2 法第八十七条の二第一項の規定によりその長が宅地造成等関係行政事務を処理する市町村は、宅地造成等規制法施行令第十五条の規定の適用については、同条に規定する都道府県とみなす。

第三十三条・第三十四条 (略)

(建築等の届出を要しない都市計画事業の施行として行う行為に準ずる行為)

第三十五条 法第八十八条第一項第三号の政令で定める行為は、都市計

第二十三条・第二十三条の二 (略)

(新設)

(居住誘導区域を定めない区域)

第二十四条 法第八十一条第十四項の政令で定める区域は、都市計画法施行令第八条第二項各号に掲げる土地の区域とする。

第二十五条 (略)

(新設)

第二十六条・第二十七条 (略)

(建築等の届出を要しない都市計画事業の施行として行う行為に準ずる行為)

第二十八条 法第八十八条第一項第三号の政令で定める行為は、都市計

画法第四条第六項に規定する都市計画施設（第四十三条において「都市計画施設」という。）を管理することとなる者が当該都市施設に関する都市計画に適合して行う行為（都市計画事業の施行として行うものを除く。）とする。

第三十六条～第四十四条（略）

附則

（認定を申請することができる都市再生整備事業の規模の特例）

2 令和四年三月三十一日までの間における第二十七条の規定の適用については、同条第一号中「次に」とあるのは「イからハまでに」と、同号イ中「既成市街地又は同条第四項に規定する近郊整備地帯」とあるのは「既成市街地」と、同号ロ中「既成都市区域又は同条第四項に規定する近郊整備区域」とあるのは「既成都市区域」と、同号ハ中「都市整備区域」とあるのは「都市整備区域（首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律施行令（昭和四十一年政令第三百十八号）第一条に規定する区域であるものに限る。）」と、同条第二号から第四号までの規定中「二までに」とあるのは「ハまでに」と、同号中「〇・二ヘクタール」とあるのは「〇・二ヘクタール（都市の居住者の共同の福祉又は利便のため必要な施設を有する建築物の整備に関する都市開発事業で国土交通大臣が定める基準に該当するものにあつては、五百平方メートル）」とする。

画法第四条第六項に規定する都市計画施設（第三十六条において「都市計画施設」という。）を管理することとなる者が当該都市施設に関する都市計画に適合して行う行為（都市計画事業の施行として行うものを除く。）とする。

第二十九条～第三十七条（略）

附則

（認定を申請することができる都市再生整備事業の規模の特例）

2 平成三十四年三月三十一日までの間における第二十三条の規定の適用については、同条第一号中「次に」とあるのは「イからハまでに」と、同号イ中「既成市街地又は同条第四項に規定する近郊整備地帯」とあるのは「既成市街地」と、同号ロ中「既成都市区域又は同条第四項に規定する近郊整備区域」とあるのは「既成都市区域」と、同号ハ中「都市整備区域」とあるのは「都市整備区域（首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律施行令（昭和四十一年政令第三百十八号）第一条に規定する区域であるものに限る。）」と、同条第二号から第四号までの規定中「二までに」とあるのは「ハまでに」と、同号中「〇・二ヘクタール」とあるのは「〇・二ヘクタール（都市の居住者の共同の福祉又は利便のため必要な施設を有する建築物の整備に関する都市開発事業で国土交通大臣が定める基準に該当するものにあつては、五百平方メートル）」とする。

改正後	改正前
<p>（条例で技術的細目において定められた制限を強化し、又は緩和する場合の基準）</p> <p>第二十九条の二（略）</p> <p>2 法第三十三条第三項の政令で定める基準のうち制限の緩和に関するものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 第二十五条第六号の技術的細目に定められた制限の緩和は、次に掲げるところによるものであること。</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ 地方公共団体その他の者が開発区域の周辺に相当規模の公園、緑地又は広場の設置を予定している場合に行うこと。</p> <p>（届出を要する行為）</p> <p>第三十八条の四 法第五十八条の二第一項各号列記以外の部分の政令で定める行為は、工作物の建設及び次の各号に掲げる土地の区域内において行う当該各号に定める行為とする。</p> <p>一〜三（略）</p> <p>四 地区計画において法第十二条の五第七項第四号に掲げる事項（第三十六条の三各号に掲げる物件の堆積の制限に関するものに限る。）が定められている土地の区域 当該物件の堆積</p> <p>（地区計画の区域内において建築等の届出を要しない通常管理行為、軽易な行為その他の行為）</p>	<p>（条例で技術的細目において定められた制限を強化し、又は緩和する場合の基準）</p> <p>第二十九条の二（略）</p> <p>2 法第三十三条第三項の政令で定める基準のうち制限の緩和に関するものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 第二十五条第六号の技術的細目に定められた制限の緩和は、次に掲げるところによるものであること。</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ 地方公共団体が開発区域の周辺に相当規模の公園、緑地又は広場の設置を予定している場合に行うこと。</p> <p>（届出を要する行為）</p> <p>第三十八条の四 法第五十八条の二第一項各号列記以外の部分の政令で定める行為は、工作物の建設及び次の各号に掲げる土地の区域内において行う当該各号に定める行為とする。</p> <p>一〜三（略）</p> <p>（新設）</p> <p>（地区計画の区域内において建築等の届出を要しない通常管理行為、軽易な行為その他の行為）</p>

第三十八条の五 法第五十八条の二第一項第一号の政令で定める行為は、次に掲げるものとする。

一 (略)

二 次に掲げる建築物の建築又は工作物の建設

イ 前号イに掲げる建築物の建築又は工作物の建設(地区計画において法第十二条の五第七項第四号に掲げる事項が定められている土地の区域にあつては、前号イに掲げる工作物の建設)

ロ ホ (略)

三 五 (略)

六 現に農業を営む者が農業を営むために行う第三十六条の三各号に掲げる物件の堆積

七 (略)

(建築等の届出を要しないその他の行為)

第三十八条の七 法第五十八条の二第一項第五号の政令で定める行為は、次に掲げるものとする。

一 (略)

二 法第五十八条の三第一項の規定に基づく条例の規定により同項の許可を要する法第五十二条第一項本文に規定する行為

三 (略)

四 都市緑地法(昭和四十八年法律第七十二号)第二十条第一項の規定に基づく条例の規定により同項の許可を要する同法第十四条第一項各号に掲げる行為

五 (略)

(法第五十八条の七第一項の政令で定める使用又は収益を目的とする権利)

第三十八条の八 法第五十八条の七第一項の政令で定める使用又は収益

第三十八条の五 法第五十八条の二第一項第一号の政令で定める行為は、次に掲げるものとする。

一 (略)

二 次に掲げる建築物の建築又は工作物の建設

イ 前号イに掲げる建築物の建築又は工作物の建設

ロ ホ (略)

三 五 (略)

(新設)

六 (略)

(建築等の届出を要しないその他の行為)

第三十八条の七 法第五十八条の二第一項第五号の政令で定める行為は、次に掲げるものとする。

一 (略)

(新設)

二 (略)

三 都市緑地法(昭和四十八年法律第七十二号)第二十条第一項の規定に基づく条例の規定により、同項の許可を要する同法第十四条第一項各号に掲げる行為

四 (略)

(法第五十八条の六第一項の政令で定める使用又は収益を目的とする権利)

第三十八条の八 法第五十八条の六第一項の政令で定める使用又は収益

を目的とする権利は、土地に関する地上権又は賃借権とする。

(法第五十八条の七第一項第三号の政令で定める要件)

第三十八条の九 法第五十八条の七第一項第三号の政令で定める要件は、次に掲げる要件のいずれかとする。

一・二 (略)

(遊休土地の買取りの協議を行う法人)

第三十八条の十 法第五十八条の十第一項の政令で定める法人は、港務局、地方住宅供給公社、地方道路公社、独立行政法人空港周辺整備機構、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人都市再生機構、日本下水道事業団、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人水資源機構及び独立行政法人労働者健康安全機構とする。

(公告の方法等)

第四十二条 (略)

2 (略)

3 都道府県知事又は市町村長は、法第八十一条第二項の公告をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、その公告の内容その他必要な事項を当該公告に係る措置を行おうとする土地の付近その他の適当な場所に掲示しなければならない。

(都に関する特例)

第四十六条 法第八十七条の三第一項の政令で定める都市計画は、法第十五条の規定により市町村が定めるべき都市計画のうち、次に掲げるものに関する都市計画とする。

一 用途地域、特例容積率適用地区、高層住居誘導地区、居住調整地

を目的とする権利は、土地に関する地上権又は賃借権とする。

(法第五十八条の六第一項第三号の政令で定める要件)

第三十八条の九 法第五十八条の六第一項第三号の政令で定める要件は、次に掲げる要件のいずれかとする。

一・二 (略)

(遊休土地の買取りの協議を行う法人)

第三十八条の十 法第五十八条の九第一項の政令で定める法人は、港務局、地方住宅供給公社、地方道路公社、独立行政法人空港周辺整備機構、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人都市再生機構、日本下水道事業団、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人水資源機構及び独立行政法人労働者健康安全機構とする。

(公告の方法等)

第四十二条 (略)

2 (略)

3 都道府県知事又は市町村長は、法第八十一条第二項の公告をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、その公告の内容その他必要な事項を当該公告に係る措置を行おうとする土地の付近その他の適当な場所に掲示しなければならない。

(都に関する特例)

第四十六条 法第八十七条の三第一項の政令で定める都市計画は、法第十五条の規定により市町村が定めるべき都市計画のうち、次に掲げるものに関する都市計画とする。

一 用途地域、特例容積率適用地区、高層住居誘導地区、居住調整地

域、居住環境向上用途誘導地区又は特定用途誘導地区
二
四 (略)

域又は特定用途誘導地区
二
四 (略)

改 正 後	改 正 前
<p>（面積、高さ等の算定方法）</p> <p>第二条 次の各号に掲げる面積、高さ及び階数の算定方法は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～五 （略）</p> <p>六 建築物の高さ 地盤面からの高さによる。ただし、次のイ、ロ又はハのいずれかに該当する場合には、それぞれイ、ロ又はハに定めるところによる。</p> <p>イ （略）</p> <p>ロ 法第三十三条及び法第五十六条第一項第三号に規定する高さ並びに法第五十七条の四第一項、法第五十八条、<u>法第六十条の二の二</u>第三項及び法第六十条の三第二項に規定する高さ（北側の前面道路又は隣地との関係についての建築物の各部分の高さの最高限度が定められている場合におけるその高さに限る。）を算定する場合を除き、階段室、昇降機塔、装飾塔、物見塔、屋窓その他これらに類する建築物の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の八分の一以内の場合においては、その部分の高さは、十二メートル（法第五十五条第一項及び第二項、法第五十六条の二第四項、<u>法第五十九条の二第一項（法第五十五条第一項に係る部分に限る。）</u>並びに法別表第四（ろ）欄二の項、三の項及び四の項の場合には、五メートル）までは、当該建築物の高さに算入しない。</p> <p>七・八 （略）</p> <p>ハ （略）</p>	<p>（面積、高さ等の算定方法）</p> <p>第二条 次の各号に掲げる面積、高さ及び階数の算定方法は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～五 （略）</p> <p>六 建築物の高さ 地盤面からの高さによる。ただし、次のイ、ロ又はハのいずれかに該当する場合には、それぞれイ、ロ又はハに定めるところによる。</p> <p>イ （略）</p> <p>ロ 法第三十三条及び法第五十六条第一項第三号に規定する高さ並びに法第五十七条の四第一項、<u>法第五十八条及び法第六十条の三第二項</u>に規定する高さ（北側の前面道路又は隣地との関係についての建築物の各部分の高さの最高限度が定められている場合におけるその高さに限る。）を算定する場合を除き、階段室、昇降機塔、装飾塔、物見塔、屋窓その他これらに類する建築物の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の八分の一以内の場合においては、その部分の高さは、十二メートル（法第五十五条第一項及び第二項、法第五十六条の二第四項、<u>法第五十九条の二第一項（法第五十五条第一項に係る部分に限る。）</u>並びに法別表第四（ろ）欄二の項、三の項及び四の項の場合には、五メートル）までは、当該建築物の高さに算入しない。</p> <p>七・八 （略）</p> <p>ハ （略）</p>

(基準時)

第百三十七条 この章において「基準時」とは、法第三条第二項（法第八十六条の九第一項において準用する場合を含む。以下この条、第百三十七条の八、第百三十七条の九及び第百三十七条の十二第二項において同じ。）の規定により法第二十条、法第二十六条、法第二十七条、法第二十八条の二、法第三十条、法第三十四条第二項、法第四十七条、法第四十八条第一項から第十四項まで、法第五十一条、法第五十二条第一項、第二項若しくは第七項、法第五十三条第一項若しくは第二項、法第五十四条第一項、法第五十五条第一項、法第五十六条第一項、法第五十六条の二第一項、法第五十七条の四第一項、法第五十七条の五第一項、法第五十八条、法第五十九条第一項若しくは第二項、法第六十条第一項若しくは第二項、法第六十条の二第一項若しくは第二項、法第六十条の二第二項から第三項まで、法第六十条の三第一項若しくは第二項、法第六十一条、法第六十七条第一項若しくは第二項から第七項まで又は法第六十八条第一項若しくは第二項の規定の適用を受けない建築物について、法第三条第二項の規定により引き続きそれらの規定（それらの規定が改正された場合においては改正前の規定を含むものとし、法第四十八条第一項から第十四項までの各項の規定は同一の規定とみなす。）の適用を受けない期間の始期をいう。

(大規模の修繕又は大規模の模様替)

第百三十七条の十二 (略)

2 法第三条第二項の規定により法第二十六条、法第二十七条、法第三十条、法第三十四条第二項、法第四十七条、法第五十一条、法第五十二条第一項、第二項若しくは第七項、法第五十三条第一項若しくは第二項、法第五十四条第一項、法第五十五条第一項、法第五十六条第一

(基準時)

第百三十七条 この章において「基準時」とは、法第三条第二項（法第八十六条の九第一項において準用する場合を含む。以下この条、第百三十七条の八、第百三十七条の九及び第百三十七条の十二第二項において同じ。）の規定により法第二十条、法第二十六条、法第二十七条、法第二十八条の二、法第三十条、法第三十四条第二項、法第四十七条、法第四十八条第一項から第十四項まで、法第五十一条、法第五十二条第一項、第二項若しくは第七項、法第五十三条第一項若しくは第二項、法第五十四条第一項、法第五十五条第一項、法第五十六条第一項、法第五十六条の二第一項、法第五十七条の四第一項、法第五十七条の五第一項、法第五十八条、法第五十九条第一項若しくは第二項、法第六十条第一項若しくは第二項、法第六十条の二第一項若しくは第二項、法第六十条の二第二項から第三項まで又は法第六十一条、法第六十七条第一項若しくは第二項の規定の適用を受けない建築物について、法第三条第二項の規定により引き続きそれらの規定（それらの規定が改正された場合においては改正前の規定を含むものとし、法第四十八条第一項から第十四項までの各項の規定は同一の規定とみなす。）の適用を受けない期間の始期をいう。

(大規模の修繕又は大規模の模様替)

第百三十七条の十二 (略)

2 法第三条第二項の規定により法第二十六条、法第二十七条、法第三十条、法第三十四条第二項、法第四十七条、法第五十一条、法第五十二条第一項、第二項若しくは第七項、法第五十三条第一項若しくは第二項、法第五十四条第一項、法第五十五条第一項、法第五十六条第一

項、法第五十六条の二第一項、法第五十七条の四第一項、法第五十七条の五第一項、法第五十八条、法第五十九条第一項若しくは第二項、法第六十条第一項若しくは第二項、法第六十条の二第一項若しくは第二項、法第六十条の二の二第一項から第三項まで、法第六十条の三第一項若しくは第二項、法第六十七条第一項若しくは第五項から第七項まで又は法第六十八条第一項若しくは第二項の規定の適用を受けない建築物について法第八十六条の七第一項の規定により政令で定める範囲は、大規模の修繕又は大規模の模様替については、これらの修繕又は模様替の全てとする。

3
5 (略)

項、法第五十六条の二第一項、法第五十七条の四第一項、法第五十七条の五第一項、法第五十八条、法第五十九条第一項若しくは第二項、法第六十条第一項若しくは第二項、法第六十条の二第一項若しくは第二項、法第六十条の三第一項若しくは第二項、法第六十条の二の二第一項若しくは第二項若しくは第五項から第七項まで又は法第六十八条第一項若しくは第二項の規定の適用を受けない建築物について法第八十六条の七第一項の規定により政令で定める範囲は、大規模の修繕又は大規模の模様替については、これらの修繕又は模様替の全てとする。

3
5 (略)

改 正 後	改 正 前
<p>（公園施設の建築面積の基準の特例が認められる特別の場合等）</p> <p>第六条 （略）</p> <p>2 6 （略）</p> <p>7 地方公共団体の設置に係る都市公園についての公園施設設置管理協 定（都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第六十二条の 三第一項に規定する公園施設設置管理協定をいう。第十条の二及び第 十四条第一号二において同じ。）に基づき滞在快適性等向上公園施設 （同法第四十六条第十四項第二号ロに規定する滞在快適性等向上公園 施設をいう。以下この項及び第十条の二第十二号において同じ。）で ある建築物（第一項各号に規定する建築物を除く。）を設ける場合に 関する同法第六十二条の七第一項の規定により読み替えて適用する法 第四条第一項ただし書の政令で定める範囲は、当該滞在快適性等向上 公園施設である建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の百分の十を 限度として同項本文の規定により認められる建築面積を超えることが できることとする。</p> <p>8 国の設置に係る都市公園についての法第四条第一項ただし書（法第 五条の九第一項又は都市再生特別措置法第六十二条の七第一項の規定 により読み替えて適用する場合を含む。）の政令で定める範囲につい ては、第二項から前項までの規定を準用する。</p> <p>（公園管理者の権限の代行）</p> <p>第十条の二 他の工作物の管理者が都市公園を管理する場合において、 当該他の工作物の管理者が法第五条の十一の規定により当該都市公園</p>	<p>（公園施設の建築面積の基準の特例が認められる特別の場合等）</p> <p>第六条 （略）</p> <p>2 6 （略）</p> <p>（新設）</p> <p>7 国の設置に係る都市公園についての法第四条第一項ただし書（法第 五条の九第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の政 令で定める範囲については、第二項から前項までの規定を準用する。</p> <p>（公園管理者の権限の代行）</p> <p>第十条の二 他の工作物の管理者が都市公園を管理する場合において、 当該他の工作物の管理者が法第五条の十一の規定により当該都市公園</p>

の公園管理者に代わつて行うことのできる権限は、公園管理者の権限のうち次に掲げるもの以外のものとする。

一〜四 (略)

五 法第五条の八の規定により、認定計画提出者が有していた計画の認定に基づく地位の承継の承認をすること。

六〜十 (略)

十一 都市再生特別措置法第四十六条第十七項(同項第三号及び第四号に係る部分に限る。)の規定により、都市再生整備計画(同条第一項に規定する都市再生整備計画をいう。第十四条第一号において同じ。)に記載しようとする事項又はその案について市町村から協議を受け、及び同意をすること。

十二 都市再生特別措置法第六十二条の三(同条第四項及び第五項にあつては、同法第六十二条の四において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により、同法第六十二条の三第四項各号に掲げる事項(同法第六十二条の四において読み替えて準用する場合にあつては、同項第一号及び第二号に該当すること並びに公園施設設置管理協定の変更をすることについて都市公園の利用者の利便の一層の向上に寄与するものであると見込まれること又はやむを得ない事情があること)を確認し、公園施設設置管理協定を締結し、並びにその締結の日、滞在快適性等向上公園施設の場所及び公園施設設置管理協定の有効期間を公示すること。

十三 都市再生特別措置法第六十二条の六の規定により、同法第六十二条の五第一項に規定する協定一体型事業実施主体等が有していた公園施設設置管理協定に基づく地位の承継の承認をすること。

(占用の期間)

第十四条 法第六条第四項の政令で定める期間は、次に掲げるところによる。

の公園管理者に代わつて行うことのできる権限は、公園管理者の権限のうち次に掲げるもの以外のものとする。

一〜四 (略)

五 法第五条の八の規定により認定計画提出者が有していた計画の認定に基づく地位の承継の承認をすること。

六〜十 (略)

(新設)

(新設)

(新設)

(占用の期間)

第十四条 法第六条第四項の政令で定める期間は、次に掲げるところによる。

一 次に掲げるものについては、十年

イ (略)

ロ 都市再生特別措置法施行令(平成十四年政令第九十号)第十条第一号から第三号までに掲げるもの(都市再生整備計画に記載された都市再生特別措置法第四十六条第十二項に規定する事項に係るものに限る。)

ハ 都市再生特別措置法施行令第十九条に規定するもの(都市再生

整備計画に記載された都市再生特別措置法第四十六条第十四項第

一号に定める事項に係るものに限る。)

ニ 都市再生特別措置法施行令第二十条各号に掲げるもの(公園施

設設置管理協定において定められた都市再生特別措置法第六十二

条の三第二項第九号に掲げる事項に係るものに限る。)

二 四 (略)

一 次に掲げるものについては、十年

イ (略)

ロ 都市再生特別措置法施行令(平成十四年政令第九十号)第十条第一号から第三号までに掲げるもの(都市再生特別措置法(平成十四年法律第二十二号)第四十六条第一項に規定する都市再生整備計画に記載された同条第十二項に規定する事項に係るものに限る。)

(新設)

(新設)

二 四 (略)

改 正 後	改 正 前
<p>（法第三十三条等の法令に基づく許可等の処分）</p> <p>第二条の五 法第三十三条及び第三十六条の法令に基づく許可等の処分 で政令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十五条の二第一項本文、第四十一条第二項ただし書、第四十二条第一項ただし書、第四十三条第一項、第五十二条第一項、第五十二条の二第一項（同法第五十七条の三第一項において準用する場合を含む。）、第五十三条第一項及び第六十五条第一項の許可並びに同法第五十八条第一項及び第五十八条の三第一項の規定に基づく条例の規定による処分</p> <p>二 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十三条第二項第二号、第四十四条第一項第四号、第四十七条ただし書、第四十八条第一項ただし書、第二項ただし書、第三項ただし書、第四項ただし書、第五項ただし書、第六項ただし書、第七項ただし書、第八項ただし書、第九項ただし書、第十項ただし書、第十一項ただし書、第十二項ただし書、第十三項ただし書及び第十四項ただし書、第五十二条第十項、第十一項及び第十四項、第五十三条第四項、第五項及び第六項第三号、第五十三条の二第一項第三号及び第四号（これらの規定を同法第五十七条の五第三項において準用する場合を含む。）、第五十五条第三項各号、第五十六条の二第一項ただし書、第五十七条の四第一項ただし書、第五十九条第四項、第五十九条の二第一項、第六十条の二の二第三項ただし書、第六十条の三第二項ただし書、第六十七条第三項第二号、第六十八条第一項第二号及び第三項第二号、第六十八条の三第四項、第六十八条の五の三第二項、第</p>	<p>（法第三十三条等の法令に基づく許可等の処分）</p> <p>第二条の五 法第三十三条及び第三十六条の法令に基づく許可等の処分 で政令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十五条の二第一項本文、第四十一条第二項ただし書、第四十二条第一項ただし書、第四十三条第一項、第五十二条第一項、第五十二条の二第一項（同法第五十七条の三第一項において準用する場合を含む。）、第五十三条第一項及び第六十五条第一項の許可並びに同法第五十八条第一項の規定に基づく条例の規定による処分</p> <p>二 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十三条第二項第二号、第四十四条第一項第四号、第四十七条ただし書、第四十八条第一項ただし書、第二項ただし書、第三項ただし書、第四項ただし書、第五項ただし書、第六項ただし書、第七項ただし書、第八項ただし書、第九項ただし書、第十項ただし書、第十一項ただし書、第十二項ただし書、第十三項ただし書及び第十四項ただし書、第五十二条第十項、第十一項及び第十四項、第五十三条第四項、第五項及び第六項第三号、第五十三条の二第一項第三号及び第四号（これらの規定を同法第五十七条の五第三項において準用する場合を含む。）、第五十五条第三項各号、第五十六条の二第一項ただし書、第五十七条の四第一項ただし書、第五十九条第四項、第五十九条の二第一項、第六十条の三第二項ただし書、第六十七條第三項第二号、第六十八條第一項第二号及び第三項第二号、第六十八條の三第四項、第六十八條の五の三第二項、第六十八條の七第五項、第八十六條第</p>

六十八条の七第五項、第八十六条第三項及び第四項並びに第八十六条の二第二項及び第三項の許可、同法第四十三条第二項第一号、第八十六条第一項及び第二項、第八十六条の二第一項並びに第八十六条の八第一項及び第三項の規定による認定、同法第五十七条の二第三項の規定による指定並びに同法第三十九条第二項、第四十三条の二、第四十九条第一項、第四十九条の二、第五十条、第六十八条の二第二項及び第六十八条の九の規定に基づく条例の規定による処分
三〇二十八（略）

（法第三十五条第一項第二号の法令に基づく制限）

第三条 法第三十五条第一項第二号の法令に基づく制限で政令で定めるものは、宅地又は建物の貸借の契約以外の契約については、次に掲げる法律の規定（これらの規定に基づく命令及び条例の規定を含む。）に基づく制限で当該宅地又は建物に係るもの及び都市計画法（昭和四十三年法律第百一号）第三十八条第三項の規定により、なお従前の例によるものとされる緑地地域内における建築物又は土地に関する工事若しくは権利に関する制限（同法第二十六条及び第二十八条の規定により同法第三十八条第三項の規定の例によるものとされるものを含む。）で当該宅地又は建物に係るものとする。

一 都市計画法第二十九条第一項及び第二項、第三十五条の二第一項、第四十一条第二項、第四十二条第一項、第四十三条第一項、第五十二条第一項、第五十二条の二第一項（同法第五十七条の三第一項において準用する場合を含む。）、第五十二条の三第二項及び第四項（これらの規定を同法第五十七条の四及び密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第二百八十四条において準用する場合を含む。次項において同じ。）、第五十三条第一項、第五十七条第二項及び第四項、第五十八条第一項、第五十八条の二第一項及び第二項、第五十八条の三第一項、第六十五条第一項並びに第六十

三項及び第四項並びに第八十六条の二第二項及び第三項の許可、同法第四十三条第二項第一号、第八十六条第一項及び第二項、第八十六条の二第一項並びに第八十六条の八第一項及び第三項の規定による認定、同法第五十七条の二第三項の規定による指定並びに同法第三十九条第二項、第四十三条の二、第四十九条第一項、第四十九条の二、第五十条、第六十八条の二第一項及び第六十八条の九の規定に基づく条例の規定による処分
三〇二十八（略）

（法第三十五条第一項第二号の法令に基づく制限）

第三条 法第三十五条第一項第二号の法令に基づく制限で政令で定めるものは、宅地又は建物の貸借の契約以外の契約については、次に掲げる法律の規定（これらの規定に基づく命令及び条例の規定を含む。）に基づく制限で当該宅地又は建物に係るもの及び都市計画法（昭和四十三年法律第百一号）第三十八条第三項の規定により、なお従前の例によるものとされる緑地地域内における建築物又は土地に関する工事若しくは権利に関する制限（同法第二十六条及び第二十八条の規定により同法第三十八条第三項の規定の例によるものとされるものを含む。）で当該宅地又は建物に係るものとする。

一 都市計画法第二十九条第一項及び第二項、第三十五条の二第一項、第四十一条第二項、第四十二条第一項、第四十三条第一項、第五十二条第一項、第五十二条の二第一項（同法第五十七条の三第一項において準用する場合を含む。）、第五十二条の三第二項及び第四項（これらの規定を同法第五十七条の四及び密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第二百八十四条において準用する場合を含む。次項において同じ。）、第五十三条第一項、第五十七条第二項及び第四項、第五十八条第一項、第五十八条の二第一項及び第二項、第六十五条第一項並びに第六十七条第一項及び第三項

七条第一項及び第三項

二 建築基準法第三十九条第二項、第四十三条、第四十三条の二、第四十四条第一項、第四十五条第一項、第四十七条、第四十八条第一項から第十四項まで（同法第八十八条第二項において準用する場合を含む。）、第四十九条（同法第八十八条第二項において準用する場合を含む。）、第四十九条の二（同法第八十八条第二項において準用する場合を含む。）、第五十条（同法第八十八条第二項において準用する場合を含む。）、第五十二条第一項から第十四項まで、第五十三条第一項から第八項まで、第五十三条の二第一項から第三項まで、第五十四条、第五十五条第一項から第三項まで、第五十六条、第五十六条の二、第五十七条の二第三項、第五十七条の四第一項、第五十七条の五、第五十八条、第五十九条第一項及び第二項、第五十九条の二第一項、第六十条第一項及び第二項、第六十条の二第一項、第二項、第三項（同法第八十八条第二項において準用する場合を含む。）及び第六項、第六十条の二の二第一項から第三項まで及び第四項（同法第八十八条第二項において準用する場合を含む。）、第六十条の三第一項、第二項及び第三項（同法第八十八条第二項において準用する場合を含む。）、第六十一条、第六十七条第一項及び第三項から第七項まで、第六十八条第一項から第四項まで、第六十八条の二第一項及び第五項（これらの規定を同法第八十八条第二項において準用する場合を含む。）、第六十八条の九、第七十五条、第七十五条の二第五項、第七十六条の三第五項、第八十六条第一項から第四項まで、第八十六条の二第一項から第三項まで並びに第八十六条の八第一項及び第三項

三〇三十二（略）

三十三 都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第四十五条の七、第四十五条の八第五項及び第四十五条の十一第四項（これらの規定を同法第四十五条の十三第三項、第四十五条の十四第三項

二 建築基準法第三十九条第二項、第四十三条、第四十三条の二、第四十四条第一項、第四十五条第一項、第四十七条、第四十八条第一項から第十四項まで（同法第八十八条第二項において準用する場合を含む。）、第四十九条（同法第八十八条第二項において準用する場合を含む。）、第四十九条の二（同法第八十八条第二項において準用する場合を含む。）、第五十条（同法第八十八条第二項において準用する場合を含む。）、第五十二条第一項から第十四項まで、第五十三条第一項から第八項まで、第五十三条の二第一項から第三項まで、第五十四条、第五十五条第一項から第三項まで、第五十六条、第五十六条の二、第五十七条の二第三項、第五十七条の四第一項、第五十七条の五、第五十八条、第五十九条第一項及び第二項、第五十九条の二第一項、第六十条第一項及び第二項、第六十条の二第一項、第二項、第三項（同法第八十八条第二項において準用する場合を含む。）及び第六項、第六十条の三第一項、第二項及び第三項（同法第八十八条第二項において準用する場合を含む。）、第六十一条、第六十七条第一項及び第三項から第七項まで、第六十八条第一項から第四項まで、第六十八条の二第一項及び第五項（これらの規定を同法第八十八条第二項において準用する場合を含む。）、第六十八条の九、第七十五条、第七十五条の二第五項、第七十六条の三第五項、第八十六条第一項から第四項まで、第八十六条の二第一項から第三項まで並びに第八十六条の八第一項及び第三項

三〇三十二（略）

三十三 都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第四十五条の七、第四十五条の八第五項及び第四十五条の十一第四項（これらの規定を同法第四十五条の十三第三項、第四十五条の十四第三項

、第四十五条の二十一第三項、第七十三条第二項及び第九百九条の四
第三項において準用する場合を含む。）、第四十五条の二十、第十八
十八条第一項及び第二項並びに第九百八条第一項及び第二項
三十三の二、三十七 (略)

、第四十五条の二十一第三項、第七十三条第二項及び第九百九条の二
第三項において準用する場合を含む。）、第四十五条の二十、第十八
十八条第一項及び第二項並びに第九百八条第一項及び第二項
三十三の二、三十七 (略)

改正後	改正前
<p>（他の法令の準用）</p> <p>第二条 次の法令の規定については、地方住宅供給公社を、市のみが設立したものにあつては当該市（第二十三号及び第二十六号にあつては、建築主事を置く市）と、その他のものにあつては都道府県とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一〇六（略）</p> <p>七 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十一条第五項、第十二条の二第三項、第三十四条の二第一項（同法第三十五条の二第四項において準用する場合を含む。）、第四十二条第二項、第四十三條第三項、第五十二条第三項、第五十八條の二第一項第三号、第五十三條の七第一項、第五十九條第一項、第二項及び第四項、第六十三條第一項並びに第八十條第一項</p> <p>八〇三五（略）</p>	<p>（他の法令の準用）</p> <p>第二条 次の法令の規定については、地方住宅供給公社を、市のみが設立したものにあつては当該市（第二十三号及び第二十六号にあつては、建築主事を置く市）と、その他のものにあつては都道府県とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一〇六（略）</p> <p>七 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十一条第五項、第十二条の二第三項、第三十四条の二第一項（同法第三十五条の二第四項において準用する場合を含む。）、第四十二条第二項、第四十三條第三項、第五十二条第三項、第五十八條の二第一項第三号、第五十三條の六第一項、第五十九條第一項、第二項及び第四項、第六十三條第一項並びに第八十條第一項</p> <p>八〇三五（略）</p>

○公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律施行令（昭和四十二年政令第二百八十四号）（抄）（第六条関係）
 （傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（他の法令の準用） 第十五条 次の法令の規定については、機構を国の行政機関とみなしてこれらの規定を準用する。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十四条の二第一項（同法第三十五条の二第四項において準用する場合を含む。）、第四十二条第二項、第四十三条第三項、第五十二条第三項、第五十二条の二第二項（同法第五十三条第二項、第五十七条の三第一項及び第六十五条第三項並びに密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）第二百八十三条第三項において準用する場合を含む。）、第五十八条の二第一項第三号及び第五十八条の七第一項 三〇十六 （略）</p> <p>2 （略）</p>	<p>（他の法令の準用） 第十五条 次の法令の規定については、機構を国の行政機関とみなしてこれらの規定を準用する。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十四条の二第一項（同法第三十五条の二第四項において準用する場合を含む。）、第四十二条第二項、第四十三条第三項、第五十二条第三項、第五十二条の二第二項（同法第五十三条第二項、第五十七条の三第一項及び第六十五条第三項並びに密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）第二百八十三条第三項において準用する場合を含む。）、第五十八条の二第一項第三号及び第五十八条の六第一項 三〇十六 （略）</p> <p>2 （略）</p>

改 正 後	改 正 前
<p>（他の法令の準用）</p> <p>第十条 次の法令の規定については、地方道路公社を、市のみが設立したものにあつては当該市（第十九号及び第二十二号にあつては、建築主事を置く市）と、その他のものにあつては都道府県とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一～六 （略）</p> <p>七 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十二条第三項、<u>第五十八条の七</u>第一項、<u>第五十九条</u>第一項、<u>第二項</u>及び<u>第四項</u>、<u>第六十条</u>第一項並びに<u>第八十条</u>第一項</p> <p>八～三十二 （略）</p> <p>2 （略）</p>	<p>（他の法令の準用）</p> <p>第十条 次の法令の規定については、地方道路公社を、市のみが設立したものにあつては当該市（第十九号及び第二十二号にあつては、建築主事を置く市）と、その他のものにあつては都道府県とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一～六 （略）</p> <p>七 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十二条第三項、<u>第五十八条の六</u>第一項、<u>第五十九条</u>第一項、<u>第二項</u>及び<u>第四項</u>、<u>第六十条</u>第一項並びに<u>第八十条</u>第一項</p> <p>八～三十二 （略）</p> <p>2 （略）</p>

改正後	改正前
<p>（他の法令の準用）</p> <p>第九条 次の法令の規定については、土地開発公社を、都道府県が設立したもの（都道府県が他の地方公共団体と共同で設立したものを含む。）にあつては当該都道府県と、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）が設立したもの（指定都市が都道府県以外の他の地方公共団体と共同で設立したものを含む。）にあつては当該指定都市と、同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下この項において「中核市」という。）が設立したもの（中核市が都道府県及び指定都市以外の他の地方公共団体と共同で設立したものを含む。）にあつては当該中核市と、その他のものにあつては市町村とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 都市計画法第三十四条の二第一項（同法第三十五条の二第四項において準用する場合を含む。）、第五十八条の二第一項第三号及び第五十八条の七第一項</p> <p>五～十九 （略）</p> <p>2・3 （略）</p>	<p>（他の法令の準用）</p> <p>第九条 次の法令の規定については、土地開発公社を、都道府県が設立したもの（都道府県が他の地方公共団体と共同で設立したものを含む。）にあつては当該都道府県と、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）が設立したもの（指定都市が都道府県以外の他の地方公共団体と共同で設立したものを含む。）にあつては当該指定都市と、同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下この項において「中核市」という。）が設立したもの（中核市が都道府県及び指定都市以外の他の地方公共団体と共同で設立したものを含む。）にあつては当該中核市と、その他のものにあつては市町村とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 都市計画法第三十四条の二第一項（同法第三十五条の二第四項において準用する場合を含む。）、第五十八条の二第一項第三号及び第五十八条の六第一項</p> <p>五～十九 （略）</p> <p>2・3 （略）</p>

改 正 後	改 正 前
<p>（他の法令の準用）</p> <p>第七条 次の法令の規定については、事業団を地方公共団体（第二号、第四号から第六号まで、第十二号、第十七号及び第十九号に掲げる規定にあつては、都道府県）とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一～五 （略）</p> <p>六 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十四条の二第一項（同法第三十五条の二第四項において準用する場合を含む。）、第四十二条第二項、第四十三条第三項、第五十二条第三項、第五十八條の二第一項第三号、第五十八條の七第一項、第五十九條第二項及び第四項並びに第六十三條第一項</p> <p>七～二十七 （略）</p>	<p>（他の法令の準用）</p> <p>第七条 次の法令の規定については、事業団を地方公共団体（第二号、第四号から第六号まで、第十二号、第十七号及び第十九号に掲げる規定にあつては、都道府県）とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一～五 （略）</p> <p>六 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十四条の二第一項（同法第三十五条の二第四項において準用する場合を含む。）、第四十二条第二項、第四十三条第三項、第五十二条第三項、第五十八條の二第一項第三号、第五十八條の六第一項、第五十九條第二項及び第四項並びに第六十三條第一項</p> <p>七～二十七 （略）</p>

改 正 後	改 正 前
<p>（他の法令の準用）</p> <p>第二十八条 次に掲げる法令の規定については、機構を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一〇九 （略）</p> <p>十 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十四条の二第一項（同法第三十五条の二第四項において準用する場合を含む。）、第四十二条第二項、第四十三条第三項、第五十二条第三項、第五十二条の二第二項（同法第五十三条第二項、第五十七条の三第一項及び第六十五条第三項並びに密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）第二百八十三条第三項において準用する場合を含む。）、第五十八條の二第一項第三号、<u>第五十八條の七第一項、第五十九條第三項及び第四項、第六十三條第一項並びに第八十條第一項</u></p> <p>十一〇三十二 （略）</p> <p>2 （略）</p>	<p>（他の法令の準用）</p> <p>第二十八条 次に掲げる法令の規定については、機構を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一〇九 （略）</p> <p>十 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十四条の二第一項（同法第三十五条の二第四項において準用する場合を含む。）、第四十二条第二項、第四十三条第三項、第五十二条第三項、第五十二条の二第二項（同法第五十三条第二項、第五十七条の三第一項及び第六十五条第三項並びに密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）第二百八十三条第三項において準用する場合を含む。）、第五十八條の二第一項第三号、<u>第五十八條の六第一項、第五十九條第三項及び第四項、第六十三條第一項並びに第八十條第一項</u></p> <p>十一〇三十二 （略）</p> <p>2 （略）</p>

○独立行政法人水資源機構法施行令（平成十五年政令第三百二十九号）（抄）（第六条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>（他の法令の準用） 第五十六条 次の法令の規定については、機構を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。 一〇八（略） 九 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十二条第三項、第五十八條の七第一項、第五十九条第三項、第六十三条第一項及び第八十条第一項 十〇三十三（略） 2（略）</p>	<p>（他の法令の準用） 第五十六条 次の法令の規定については、機構を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。 一〇八（略） 九 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十二条第三項、第五十八條の六第一項、第五十九条第三項、第六十三条第一項及び第八十条第一項 十〇三十三（略） 2（略）</p>

改 正 後	改 正 前
<p>（他の法令の準用） 第二十六条 次の法令の規定については、国立大学法人等を国とみなして、これらの規定を準用する。 一～二十二（略） 二十三 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第四十二条第二項、第五十二条の二第二項（同法第五十三条第二項、第五十七条の三第一項及び第六十五条第三項において準用する場合を含む。）、第五十八条の二第一項第三号、第五十八条の七第一項、第五十九条第三項及び第四項、第六十三条第一項並びに第八十条第一項 二十四～六十三（略） 2・3（略）</p>	<p>（他の法令の準用） 第二十六条 次の法令の規定については、国立大学法人等を国とみなして、これらの規定を準用する。 一～二十二（略） 二十三 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第四十二条第二項、第五十二条の二第二項（同法第五十三条第二項、第五十七条の三第一項及び第六十五条第三項において準用する場合を含む。）、第五十八条の二第一項第三号、第五十八条の六第一項、第五十九条第三項及び第四項、第六十三条第一項並びに第八十条第一項 二十四～六十三（略） 2・3（略）</p>

改 正 後	改 正 前
<p>（他の法令の準用）</p> <p>第二条 次の法令の規定については、機構を国とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一～十 （略）</p> <p>十一 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第四十二条第二項、第五十二条の二第二項（同法第五十三条第二項、第五十七条の三第一項及び第六十五条第三項において準用する場合を含む。）、第五十条の二第一項第三号、第五十八条の七第一項、第五十九条第三項及び第四項、第六十三条第一項並びに第八十条第一項</p> <p>十二～二十七 （略）</p> <p>2 （略）</p>	<p>（他の法令の準用）</p> <p>第二条 次の法令の規定については、機構を国とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一～十 （略）</p> <p>十一 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第四十二条第二項、第五十二条の二第二項（同法第五十三条第二項、第五十七条の三第一項及び第六十五条第三項において準用する場合を含む。）、第五十条の二第一項第三号、第五十八条の六第一項、第五十九条第三項及び第四項、第六十三条第一項並びに第八十条第一項</p> <p>十二～二十七 （略）</p> <p>2 （略）</p>

○独立行政法人国立病院機構法施行令（平成十五年政令第五百十六号）（抄）（第六条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>（他の法令の準用）</p> <p>第十六条 次の法令の規定については、機構を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一～十五 （略）</p> <p>十六 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十八条の二第一項第三号及び第五十八条の七第一項十七～四十三 （略）</p> <p>2 （略）</p>	<p>（他の法令の準用）</p> <p>第十六条 次の法令の規定については、機構を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一～十五 （略）</p> <p>十六 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十八条の二第一項第三号及び第五十八条の六第一項十七～四十三 （略）</p> <p>2 （略）</p>

○独立行政法人労働者健康安全機構法施行令（平成十五年政令第五百五十六号）（抄）（第六条関係）

（傍線部分は改正部分）

<p style="text-align: center;">改 正 後</p>	<p>（他の法令の準用） 第十五条 次の法令の規定については、機構を国とみなして、これらの規定を準用する。 一～五 （略） 六 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十八条の二第一項第三号及び第五十八条の七第一項七～十八 （略） 2・3 （略）</p>
<p style="text-align: center;">改 正 前</p>	<p>（他の法令の準用） 第十五条 次の法令の規定については、機構を国とみなして、これらの規定を準用する。 一～五 （略） 六 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十八条の二第一項第三号及び第五十八条の六第一項七～十八 （略） 2・3 （略）</p>

改 正 後	改 正 前
<p>（他の法令の準用） 第三十四条 次の法令の規定については、機構を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一〇八（略）</p> <p>九 都市計画法第十一条第五項、第十二条の二第三項、第三十四条の二第一項（同法第三十五条の二第四項において準用する場合を含む。）、第四十二条第二項、第四十三条第三項、第五十二条第三項、第五十二条の二第二項（同法第五十三条第二項、第五十七条の三第一項及び第六十五条第三項並びに密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第二百八十三条第三項において準用する場合を含む。）、第五十八条の二第一項第三号、<u>第五十八条の七第一項</u>、第五十九条第三項及び第四項、第六十三条第一項並びに第八十条第一項</p> <p>二 十〇三十四（略）</p>	<p>（他の法令の準用） 第三十四条 次の法令の規定については、機構を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一〇八（略）</p> <p>九 都市計画法第十一条第五項、第十二条の二第三項、第三十四条の二第一項（同法第三十五条の二第四項において準用する場合を含む。）、第四十二条第二項、第四十三条第三項、第五十二条第三項、第五十二条の二第二項（同法第五十三条第二項、第五十七条の三第一項及び第六十五条第三項並びに密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第二百八十三条第三項において準用する場合を含む。）、第五十八条の二第一項第三号、<u>第五十八条の六第一項</u>、第五十九条第三項及び第四項、第六十三条第一項並びに第八十条第一項</p> <p>二 十〇三十四（略）</p>

○独立行政法人中小企業基盤整備機構法施行令（平成十六年政令第百八十二号）（抄）（第六条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>（他の法令の準用） 第二十二條 次の法令の規定については、機構を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。 一・二 （略） 三 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十八條の二第一項第三号及び第五十八條の七第一項 四〇十五 （略） 2 （略）</p>	<p>（他の法令の準用） 第二十二條 次の法令の規定については、機構を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。 一・二 （略） 三 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十八條の二第一項第三号及び第五十八條の六第一項 四〇十五 （略） 2 （略）</p>

○独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法施行令（平成十七年政令第二百二号）（抄）（第六条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>（他の法令の準用） 第二十二條 次の法令の規定については、機構を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。 一～五 （略） 六 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）<u>第五十八條の七第一項</u> 七～十 （略） 2 （略）</p>	<p>（他の法令の準用） 第二十二條 次の法令の規定については、機構を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。 一～五 （略） 六 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）<u>第五十八條の六第一項</u> 七～十 （略） 2 （略）</p>

○高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人に関する法律施行令（平成二十二年政令第四十一号）（抄）（第六条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>（他の法令の準用）</p> <p>第十六条 次の法令の規定については、国立高度専門医療研究センターを国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一～十 （略）</p> <p>十一 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十八条の二第一項第三号及び第五十八条の七第一項十二～三十 （略）</p> <p>2 （略）</p>	<p>（他の法令の準用）</p> <p>第十六条 次の法令の規定については、国立高度専門医療研究センターを国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一～十 （略）</p> <p>十一 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十八条の二第一項第三号及び第五十八条の六第一項十二～三十 （略）</p> <p>2 （略）</p>

○独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法施行令（平成二十三年政令第百六十七号）（抄）（第六条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>（他の法令の準用）</p> <p>第六条 次に掲げる法令の規定については、機構を国とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十八条の二第一項第三号及び第五十八条の七第一項</p> <p>二〇七（略）</p>	<p>（他の法令の準用）</p> <p>第六条 次に掲げる法令の規定については、機構を国とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十八条の二第一項第三号及び第五十八条の六第一項</p> <p>二〇七（略）</p>

改 正 後	改 正 前
<p>（土地に関する権利の移転又は設定後における利用目的等の届出を要しない場合）</p> <p>第十七条 法第二十三条第二項第三号の政令で定める場合は、土地売買等の契約の締結が次に掲げる場合に該当して行われたものである場合とする。</p> <p>一 五 （略）</p> <p>六 都市計画法第五十八条の十の規定により遊休土地を買い取る場合</p> <p>七・八 （略）</p>	<p>（土地に関する権利の移転又は設定後における利用目的等の届出を要しない場合）</p> <p>第十七条 法第二十三条第二項第三号の政令で定める場合は、土地売買等の契約の締結が次に掲げる場合に該当して行われたものである場合とする。</p> <p>一 五 （略）</p> <p>六 都市計画法第五十八条の九の規定により遊休土地を買い取る場合</p> <p>七・八 （略）</p>

改正後	改正前
<p>（広告の規制等に係る許可等の処分）</p> <p>第七条 法第十八条第一項及び第十九条（これらの規定を法第五十条第二項において準用する場合を含む。）の法令に基づく許可等の処分で政令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十五条の二第一項本文、第四十一条第二項ただし書、第四十二条第一項ただし書、第四十三条第一項、第五十二条第一項、第五十二条の二第一項（同法第五十七条の三第一項において準用する場合を含む。）、第五十三条第一項及び第六十五条第一項の許可並びに同法第五十八条第一項及び第五十八条の三第一項の規定に基づく条例の規定による処分</p> <p>二 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十三条第二項第二号、第四十四条第一項第四号、第四十七条ただし書、第四十八条第一項ただし書、第二項ただし書、第三項ただし書、第四項ただし書、第五項ただし書、第六項ただし書、第七項ただし書、第八項ただし書、第九項ただし書、第十項ただし書、第十一項ただし書、第十二項ただし書、第十三項ただし書及び第十四項ただし書、第五十二条第十項、第十一項及び第十四項、第五十三条第四項、第五項及び第六項第三号、第五十三条の二第一項第三号及び第四号（これらの規定を同法第五十七条の五第三項において準用する場合を含む。）、第五十五条第三項各号、第五十六条の二第一項ただし書、第五十七条の四第一項ただし書、第五十九条第四項、第五十九条の二第一項、第六十条の二の二第三項ただし書、第六十条の三第二項ただし書、第六十七条第三項第二号、第六十八条第一項第二号及び第三</p>	<p>（広告の規制等に係る許可等の処分）</p> <p>第七条 法第十八条第一項及び第十九条（これらの規定を法第五十条第二項において準用する場合を含む。）の法令に基づく許可等の処分で政令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十五条の二第一項本文、第四十一条第二項ただし書、第四十二条第一項ただし書、第四十三条第一項、第五十二条第一項、第五十二条の二第一項（同法第五十七条の三第一項において準用する場合を含む。）、第五十三条第一項及び第六十五条第一項の許可並びに同法第五十八条第一項の規定に基づく条例の規定による処分</p> <p>二 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十三条第二項第二号、第四十四条第一項第四号、第四十七条ただし書、第四十八条第一項ただし書、第二項ただし書、第三項ただし書、第四項ただし書、第五項ただし書、第六項ただし書、第七項ただし書、第八項ただし書、第九項ただし書、第十項ただし書、第十一項ただし書、第十二項ただし書、第十三項ただし書及び第十四項ただし書、第五十二条第十項、第十一項及び第十四項、第五十三条第四項、第五項及び第六項第三号、第五十三条の二第一項第三号及び第四号（これらの規定を同法第五十七条の五第三項において準用する場合を含む。）、第五十五条第三項各号、第五十六条の二第一項ただし書、第五十七条の四第一項ただし書、第五十九条第四項、第五十九条の二第一項、第六十条の三第二項ただし書、第六十七条第三項第二号、第六十八条第一項第二号及び第三項第二号、第六十八条の三第四項、第</p>

項第二号、第六十八条の三第四項、第六十八条の五の三第二項、第六十八条の七第五項、第八十六条第三項及び第四項並びに第八十六条の二第二項及び第三項の許可、同法第四十三条第二項第一号、第八十六条第一項及び第二項、第八十六条の二第一項並びに第八十六条の八第一項及び第三項の規定による認定、同法第五十七条の二第三項の規定による指定並びに同法第三十九条第二項、第四十三条の二、第四十九条第一項、第四十九条の二、第五十条、第六十八条の二第一項及び第六十八条の九の規定に基づく条例の規定による処分

三〇三十二 (略)

第六十八条の五の三第二項、第六十八条の七第五項、第八十六条第三項及び第四項並びに第八十六条の二第二項及び第三項の許可、同法第四十三条第二項第一号、第八十六条第一項及び第二項、第八十六条の二第一項並びに第八十六条の八第一項及び第三項の規定による認定、同法第五十七条の二第三項の規定による指定並びに同法第三十九条第二項、第四十三条の二、第四十九条第一項、第四十九条の二、第五十条、第六十八条の二第一項及び第六十八条の九の規定に基づく条例の規定による処分

三〇三十二 (略)

改正後	改正前
<p>（公園管理者の権限の代行）</p> <p>第七条 法第二十五条第三項の規定により認定市町村が公園管理者に代わって行う権限は、次に掲げる公園管理者の権限以外の公園管理者の権限のうち、認定市町村が公園管理者と協議して定めるものとする。この場合において、当該認定市町村は、成立した協議の内容を公示しなければならない。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>五 都市公園法第五条の八の規定により、認定計画提出者が有していた計画の認定に基づく地位の承継の承認をすること。</p> <p>六～九 （略）</p> <p>十 都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第四十六条第十七項（同項第三号及び第四号に係る部分に限る。）の規定により、同条第一項に規定する都市再生整備計画に記載しようとする事項又はその案について市町村から協議を受け、及び同意をすること。</p> <p>十一 都市再生特別措置法第六十二条の三（同条第四項及び第五項にあつては、同法第六十二条の四において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により、同法第六十二条の三第四項各号に掲げる事項（同法第六十二条の四において読み替えて準用する場合にあつては、同項第一号及び第二号に該当すること並びに公園施設設置管理協定（同法第六十二条の三第一項に規定する公園施設設置管理協定をいう。以下この項において同じ。）の変更をすることについて都市公園の利用者の利便の一層の向上に寄与するものであると見込まれること又はやむを得ない事情があること）を確認し、公園施設</p>	<p>（公園管理者の権限の代行）</p> <p>第七条 法第二十五条第三項の規定により認定市町村が公園管理者に代わって行う権限は、次に掲げる公園管理者の権限以外の公園管理者の権限のうち、認定市町村が公園管理者と協議して定めるものとする。この場合において、当該認定市町村は、成立した協議の内容を公示しなければならない。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>五 都市公園法第五条の八の規定により認定計画提出者が有していた計画の認定に基づく地位の承継の承認をすること。</p> <p>六～九 （略）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p>

置管理協定を締結し、並びにその締結の日、同法第四十六条第十四項第二号ロに規定する滞在快適性等向上公園施設の場所及び公園施設設置管理協定の有効期間を公示すること。

十二 都市再生特別措置法第六十二条の六の規定により、同法第六十条の五第一項に規定する協定一体型事業実施主体等有していた公園施設設置管理協定に基づく地位の承継の承認をすること。

2・3 (略)

(新設)

2・3 (略)

改正後	改正前
<p>（都市安全課の所掌事務）</p> <p>第八十五条 都市安全課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一〇三 （略）</p> <p>四 都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第八十一条第 十三項に規定する居住誘導区域等権利設定等促進事業に関する事 務。</p> <p>五〇九 （略）</p> <p>（まちづくり推進課の所掌事務）</p> <p>第八十六条 まちづくり推進課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一〇十三 （略）</p> <p>十四 都市再生特別措置法に規定する都市再生歩行者経路協定、退避 経路協定、管理協定、都市再生整備歩行者経路協定、都市利便増進 協定及び低未利用土地利用促進協定に關すること並びに同法に規定 する退避施設協定及び非常用電気等供給施設協定に關すること（住 宅局の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>十五〇七 （略）</p>	<p>（都市安全課の所掌事務）</p> <p>第八十五条 都市安全課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一〇三 （略）</p> <p>（新設）</p> <p>四〇八 （略）</p> <p>（まちづくり推進課の所掌事務）</p> <p>第八十六条 まちづくり推進課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一〇十三 （略）</p> <p>十四 都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）に規定する 都市再生歩行者経路協定、退避経路協定、管理協定、都市再生整備 歩行者経路協定、都市利便増進協定及び低未利用土地利用促進協定 に關すること並びに同法に規定する退避施設協定及び非常用電気等 供給施設協定に關すること（住宅局の所掌に属するものを除く。）</p> <p>十五〇七 （略）</p>